

令和6年度特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約）一覧表

担当課

教育委員会教育部
森田公民館

つがる市財務規則第140条の2の規定に基づき、次のとおり公表します。

契約締結前 の公表	公表年月日	令和6年 3月25日
	物品又は役務の名称／数量	森田公民館及び森田体育センター管理業務委託
	履行期間又は履行期限	令和7年 3月31日まで
	契約の相手方の決定の方法又は選定基準	<p>以下の条件をすべて満たすこととする。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 市と契約実績がありかつ当該履行状況が良好であること。
	契約の相手方となろうとする者の申込みの方法	見積書の提出による
	契約締結後 の公表	公表年月日 令和 年 月 日
契約締結後 の公表	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	
	契約年月日	令和 年 月 日
	契約金額	¥ 一
	契約の相手方を決定した理由	